

# 中野区教育委員会会議録

平成29年第7回定例会

平成29年2月24日

中野区教育委員会

平成29年第7回中野区教育委員会定例会

○日時

平成29年2月24日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時10分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当） 宇田川 直子

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

7人

○議題

## 1 議決事件

- (1) 第7号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 第8号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 第9号議案 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

## 2 協議事項

- (1) 中野区教育ビジョン（第3次）（案）について
- (2) 中野区子ども読書活動推進計画（第3次）（案）について

## 3 報告事項

- (1) 教育長及び教育委員活動報告
  - ① 2月21日 平成28年度中野区立中学校教育研究会研究発表会
- (2) 事務局報告
  - ① 「江古田の獅子舞」の東京都指定無形文化財の指定について（健康・スポーツ担当）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

また、本日の協議事項の「中野区教育ビジョン（第3次）（案）について」及び「中野区子ども読書活動推進計画（第3次）（案）について」の資料につきましては、計画策定における検討用の資料となりますので、後ほど回収させていただきます。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

田辺教育長

議決事件、第7号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、第8号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、及び第9号議案「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」の計3件を一括して上程いたします。

初めに、第7号議案から第9号議案までの説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第7号、第8号、第9号議案についてご説明いたします。

議案書にありますように、こちらは中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるからでございます。

それでは、資料を参照していただきながら説明したいと思います。「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について」の資料をごらんください。

初めに、7号議案についてご説明いたします。こちらの改正内容は、ア、第8条第1項関係、これは子の範囲を規定するものでございます。イ、第8条第5項第4号関係は深夜勤務の請求についての運用でございます。ウ、第8条第9項関係は要介護者の範囲を規定するものでございます。エ、第8条の2、第6項第4号関係は介護についての運用を規定

するものでございます。オ、第8条の2、第10項関係も介護についての超過勤務の制限を準用することについてでございます。

続きまして、カ、キ、クにつきましては文言の整理を行いました。コ、第3条第2項関係から、タ、第3条第16項関係につきましては、介護休暇の期間・時間の規定整備でございます。チ、第30条の2、第1項関係から、メ、附則第9項関係までは介護時間の時間・期間等の整備にかかわるものでございます。新旧対照表をお付けいたしました。お読み取りいただきたいと思っております。施行期日は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、8号議案についてです。まず改正内容ですが、ア、第5条関係、介護時間にかかわる算定の内容でございます。イ、第7項につきましては、30日を超えない場合の欠勤等の扱いについてでございます。新旧対照表につきましてはお読み取りいただきたいと思っております。こちらも施行期日につきましては、公布の日から施行いたします。

続きまして、第9号です。改正内容は、ア、要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限免除について規定されたことによる改正でございます。また、介護時間が新設されたことによる改正でございます。また、文言整理を行ってございます。新旧対照表は添付のとおりです。施行期日は、公布の日から施行いたします。

報告は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

勤務時間、休日、休暇等の中で、改正内容で「特別養子縁組」とか「養子縁組里親である職員」とあるのですが、こういう方たちは今までは全くこういう配慮がされていなくて、今回新たにこういう配慮がされたということなののでしょうか。

指導室長

子の範囲が拡大されたものでございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

渡邊委員

地方公務員の法律が変わったことで、それに準じて今回中野区もそれに伴うように改正されたということで、全くそこについては問題がないのですけれども、ここで少し確認です。介護が今後いろいろと問題になって、介護を要した場合に休暇を取ったらそれもある

程度認めますよと、簡単な解釈でいうとそういうことなのだろうと思うのですが、キのところ、29条第2項の「子どもの看護」があるんですね。看護のためというのは、これは昔から認められていたものなのか。そして介護とはどの程度、例えば、おばあちゃんの病院に付き添いだからお休みしますとか、介護というのとはどの程度のものを介護というのか決めてあるのでしょうか。

指導室長

まず、キにつきましては「看護のための休暇」が時間単位として取得するようになったことで、より細かな形で取得できるようになったことの文言整理で、より育児に専念できる環境が整ったということでございます。

介護につきましては、様々な状況がありますので、教員の場合はその状況に応じて介護休暇に当たる内容なのかどうかを整理していくと進めておりますので、そういう形と解釈しております。詳細については準備をしておりませんで、明確にはお答えできないのですが、

渡邊委員

30条9項にも書いてあるように、介護の取り扱いが実際には曖昧になっていて、そうはいながらも現実的には介護のために職を奪われるケースが非常に多くなっていると思うので、こういったことは非常に重要と思います。ありがとうございました。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

お聞きしたいのですが、これは中野区の職員ということで幼稚園の教諭のことについて規定しているのですが、東京都の職員の場合、これに類するようなものは今状況としてどうなっているのか、教えていただければと思います。

指導室長

東京都の教育委員会で、同様の規定整備を進めていると認識しているところでございます。

小林委員

わかりました。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、第7号議案から第9号議案までの計3件について、一括して簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第7号議案から第9号議案までの計3件を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

田辺教育長

続きまして、協議事項の1番目「中野区教育ビジョン（第3次）（案）について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは「中野区教育ビジョン（第3次）（案）」につきまして、資料に基づきご説明申し上げます。

中野区教育ビジョン（第3次）（案）については、別紙1のとおりまとめてございます。後ほどお目通しをいただければと思っております。

続きまして、「素案からの主な変更点」という内容でございます。これにつきましては、別紙2をごらんいただきたいと存じます。これまで、素案に対しまして説明会あるいはその他関係団体との意見交換などを踏まえまして、主な変更点ということで取りまとめたものが別紙2でございます。

数点ございますが、まず1点目でございます。「目指す人物像」で、素案については中野区教育大綱と整合性を図ることとしておりました。今般、大綱につきまして（案）という形で取りまとまっております、その内容につきまして教育ビジョン（案）にもそのとおりの記載をさせていただく考えでございます。

次に、2番目は「就学前教育の充実」で、左側、修正前の文言でございましたが、これに就学前教育の充実の取組につきまして、より詳細に記載する必要があるという観点から、右側、修正後のアンダーラインのとおりに記載を追加してございます。内容といたしましては記載のとおりでございますが、中野区就学前プログラムを改定、さらにはスタートカ

リキュラム、アプローチカリキュラムなどの作成、保幼等合同の実践的な研究・交流、また就学前教育の質の向上を図ることでこの部分の詳細な記載を追加しているものでございます。

3点目でございますが、同じく8ページの目標Ⅰの内容でございます。「家庭の教育力向上へ向けた支援」で、修正前、左側のとおりの内容でございますが、ここにつきましても、これまですこやか福祉センター等における取組、相談という記載でございましたけれども、子どもの総合相談窓口におけるきめ細かな相談支援の内容につきましても追加させていただいております。現状、そういった取組も行っていることから、記載させていただくものでございます。

次に裏面でございますが、4点目でございます。「幼児期の特別支援教育の推進」で、左側、記載のとおりの内容でございましたが、修正後につきましては右側、アンダーラインのとおり記載を追加させていただいております。内容としましては、幼稚園・保育施設等との連携、また保護者や地域への特別支援教育についての啓発、理解促進といった内容の記載を追加させていただいたものでございます。

次に、5点目でございます。「幼児期の特別支援教育の推進」の記載内容につきまして、左側、アンダーラインの部分を、右側、修正後のように修正させていただくものでございます。左側の「補助の拡充を検討していく」といった表現でございましたが、検討という言葉を削除いたしまして、「補助を拡充する」ということでございます。また、「コーディネートサービスの強化」でございましたけれども、このコーディネートサービスの内容でより内容を明確に「就園にあたっての相談支援」と記載させていただいたものでございます。

6点目でございます。目標Ⅲについて「いじめ・不登校対策の強化」の項でございますが、左側、改正前の記載につきまして、右側アンダーラインの部分を追加してございます。「虐待への対応」で現在も心に悩みを抱える子どもあるいは保護者に対する相談支援の内容といたしまして、虐待の対応ということで重要なポイントであることから追加させていただくものでございます。

最後に7点目でございますが、目標Ⅳ「健康の保持増進」の項でございます。左側、修正前「食育」という表現でございますが、右側アンダーラインのとおり「食育の推進」ということでより積極的に取り組んでいる内容を記載させていただいたものでございます。

以上の内容が、素案から案にかけまして変更した主な内容でございます。



恐れ入りますが、説明文に戻っていただきまして、先ほど申し上げました「意見交換会等の実施状況」でございます。それぞれ3の(1)、(2)のと通りの意見交換、あるいは説明会等を行ったものでございます。

裏面をごらんいただきまして、その意見等の概要で別紙3にまとめてございますので、そちらをごらんいただきたいと存じます。「意見等の概要及び区の考え方」ということでまとめたものでございます。主なものということで、かいつまんでご報告させていただきたいと存じます。

まず1番、2番目でございますけれども、この教育ビジョンが実際に機能しているのか、あるいは評価・点検は行われているのかといったご質問でございました。教育ビジョンにつきましては、年度ごとに評価・検証し、改善を図っているところであること、また、中野区においては外部評価も取り入れながら評価点検を行い、拡充に努めている旨をお答えしているものでございます。

続きまして2ページをお開きいただきたいと存じます。「中野区が目指す教育の姿」ということで、第2章の関係のご意見・ご要望でございます。まず1番目でございますけれども、教育理念と目指す人物像について、教育大綱と整合性を図るべきではないかといったご意見でございます。区といたしましても、中野区教育大綱（案）と整合性を図っていくということでございます。

2番目、3番目でございますけれども、その中に「人材を育成する」という言葉がございます。「人材」という言葉は避けるべきではないか、あるいは社会貢献が重要であるといった記載でございますけれども、社会の役に立つ、あるいは役に立たないことだけが大事なことではないのではないかとといったご指摘でございました。これにつきまして区の考え方でございますが、教育ビジョンにつきましては「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓いていく力を育む」と理念を掲げてございまして、この理念に基づき一人一人に応じたきめ細かな教育を推進していく考えであるということでございます。

次に、飛びまして第3章、目標Ⅰについてでございますが、3ページ3番目の内容でございます。「一人ひとりに効果的な支援を行うためのコーディネーターサービスを強化する」の記載については、具体的な内容は何なのかということでございました。就園に当たっての相談支援を強化するなど、新たな支援体制を整えていく考えでございます。

続きまして3ページ、第3章でございます。第3章の目標Ⅲで、3ページの一番下でございますけれども、スクールソーシャルワーカーについては「派遣」とどまらず「増員」

とはっきり記述すべきではないかといったご指摘でございました。区といたしましても、不登校やいじめの原因については複雑・多様化していることから、増員については現在検討しているとお答えしてございます。

次に4ページでございますが、第3章、目標Vでは2番目でございます。教育ビジョン(2次)には記載があった「地域が誇る魅力ある学校づくり」という記載がなくなっているけれども、その辺はどうなっているのかというご質問でございました。中野区におきましては、魅力あるいは特色ある学校づくりとして、小中連携教育を推進していることで考え方をご説明したところでございます。

最後に、4ページ、その他でございます。2番目でございますけれども、この素案を作る段階で区民や教育現場の声はどのように集めたのかといったご意見、ご質問でございます。教育委員会におきましては、日ごろから学校現場の視察あるいは児童・生徒、学校長との意見交換のほか、夜の教育委員会、地域の教育委員会など、区民の皆様からの意見を伺う、また随時、関係団体からもご意見を伺いながら作成したものであるとお答えしたところでございます。

以上が、意見と区の考え方の主な内容でございます。

恐れ入りますが、また説明文に戻っていただきまして裏面でございます。今後の内容ということで、パブリック・コメント手続でございますけれども、この案につきまして3月21日から4月11日にかけてパブリック・コメントを実施する予定でございます。周知方法、公表場所は記載のとおりでございます。

今後の予定でございますが、このパブリック・コメント手続を経まして、5月には決定ということで努めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

田辺教育長

各委員からご質問等、発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

今までの議論も含めて、いろいろと丁寧に変更されていて、すごくまとまったいい形になりつつあると思います。特に、就学前教育のところが大分しっかりと記載できて、今後いい形で動いていくのかなと思っています。

一つ、改めてこの教育ビジョンの一番最初のところをよく読んでみたのですがけれども、教育大綱と一緒になので改めて言うのも変なのですが、「目指す人物像」という四つは

私はすごくいいと思っているのです。この中の最後、「自らの祖国」というのが、何かちょっと声に出して読んでみると「みずから」という言葉が。自らというと、自ら切り拓くとか何かそういう言葉で、その前が「わがまち」ですけれども、少し気になったのですけれどもどうなのでしょう。

副参事(子ども教育経営担当)

教育大綱の記載のとおりということなのですけれども、教育大綱も今、最終詰め段階に入っております。調整できるかどうか、確認してまいりたいと思います。

田辺教育長

そのご意見については、区長部局にも伝えさせていただきます。

ほかにございますか。

渡邊委員

教育ビジョンの「ビジョン」と事業計画とはちょっと違うなど、物事の取り扱いを考えないといけないかなと少し感じて、ご理解いただきたいところだと思っています。区民からのご意見という形、このあたりどのようなことを読んでみていただいたのかと。中に本当にそのとおり正しくしっかり書けとか言われるのはごもっともなのですけれども、目標とか目指すところで何をするとか、こうやっていこうというのがビジョンなので。そういう意味ではご指摘を受けているところも随分直されているのではないかなと、私は感じております。

ただ、一つだけ気になっているのが、論議をしてきた上で、この中に健康増進のために「禁煙」とか「がん」という言葉が入ってきて、教育大綱の中にもその言葉を少し盛り込んだことを考えると、教育ビジョンの中にその文言が明確に示されている部分がないことで、やはり喫煙はがんの最大の原因なので、どういう形であろうと禁煙を目指していこうというのは国の指針でもありますので、そういった文言は取り込んで健康の辺りにキーワードとなっている文言を挿入していただきたいかなと思っています。ですから、実現するとかいうのではないのですけれども、健康のために禁煙をより進めていく文言は必要になってくるのではないかなと感じました。それ以外は特に気になっているところはありません。ありがとうございます。

以上です。

田辺教育長

今、渡邊委員にはとても重要なご発言をいただいたと思います。禁煙という文言にする

のか、喫煙できちんと適切な教育をしていくかということについて、議論があるところではあると思うのですが、それを含めましてがん教育も大切なことだと思いますし、実際に中野区の学校でも取り組んでいる学校もあります。22ページの辺りだと思うのですが、その辺は委員の皆さんがよろしければ事務局で調整をさせていただいてよろしいでしょうか。

渡邊委員

ぜひよろしく願いいたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

今、渡邊委員が言われたように、がん教育については、恐らく何年か前からすると、そういうものは教育にあまりなじまないのではないかとか、いろいろな見方をされていたかもしれませんが、今や国民の2人に1人はがんになるという状況ですから、がんを通して生命の尊重の気持ちを育むとか健康に生きる大切さを学ぶというのは非常に大切ですし、中野として一つの特色ある教育活動の推進という点では、ぜひいろいろとそういうものを入れていくのは大事ではないかなと思います。

それから、全体を通して教育大綱との整合性とかそういうこともあってバランスよく作られていると思いますが、大きなポイントとしては、就学前教育の充実を今回も変更点で相当細かく位置付けています。学校教育の充実を考えたときに、就学前教育をどのように充実させていくかは非常に大きなポイントで、やはりその段階からしっかりと踏み固めていくというのでしょうか。これは実際にスタートしたときに、今、中野区では小中連携教育を行っていて、例えば小学校が中学校の教育を理解する、中学校が小学校の理解をするのと同じように、義務教育段階を担う人たちが就学前教育に関してもしっかりと実態を把握して取り組んでいくという、教育を進めていくのは非常に重要ではないかなと思います。したがって、ここで終わりではなくて、これをいかに周知徹底し実現していくかという具体的な取組を今後も考えていく必要があると思いました。

それから細かい点を二つだけ挙げさせていただくと、先ほど田中委員が言われた「自らの祖国を愛する」という言葉のお話がありました。私も同じなのですが、いろいろと言葉の響きとかあると思いますので、教育長が言われたように区長部局とのやりとりの中で、更にはいい方向にさせていただきたいと思います。細かい点というのは、私が違和感を

覚えていたのは「社会に役立つ人」という文言で、もちろん間違いではありませんしこれでいいとは思いますが、「役立つ」といった場合、私の個人的な印象としては一方的な召し奉公のような印象を受けてしまって、最近の言葉としては「社会に貢献する人」という、自分が社会に役立つとともにそれを通して自分自身がよりよい生き方を実現していく、自己実現を果たしていくという大きな捉え方をされていると思いますので、私は「役立つ」というよりも「貢献」のほうがふさわしいかなと思っています。

それからもう一つ、19 ページには「いじめ・不登校対策の強化」で文言が非常にすっきりと整理されて、特にいじめに関しては人権問題であるとしっかり言い切っている点、人権侵害であると認識している点は非常に重要だと思います。4行目に「学校内でのいじめ」とあるのですが、いじめは学校を起因として、例えば学校の中または外でも行われることがありますので、「学校内」と限定するのではなくて、「学校内外」とか、または「学校のいじめの問題」とか。「内」に限定せず、子どもの生活全てでいじめがあってはならないのだという認識を明確に打ち出していくほうがいいのかと思いました。特にここは最後にスクールソーシャルワーカーとか、いろいろな地域からのご意見も、スクールソーシャルワーカーの重要性なんかも指摘されておりますし、しっかりと書き込んであって大変いいと思いました。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

それでは、ただいまご協議いただきました点を、資料の日程のとおり「中野区教育ビジョン（第3次）（案）」として取りまとめるように、事務局に指示をさせていただきます。

それでは、本協議は終了させていただきます。

続きまして、協議事項の2番目「中野区子ども読書活動推進計画（第3次）（案）について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、「中野区子ども読書活動推進計画（第3次）（案）」につきまして、資料に基づきご説明申し上げます。

本計画につきましても、別紙1のとおり素案から案ということで取りまとめを行ったものでございます。別紙1につきまして、後ほどご確認いただければと存じます。素案から

案にかけまして主な変更点ということで、別紙2に取りまとめてございますので、そちらをごらんいただきたいと存じます。

1点なのですが、第1章の6「計画の目標と達成指標」といった記載がございます。4ページでございますが、3番目、地域のボランティアが育ち、本と子どもを結びつける役割を担っているといった項の達成指標といたしまして、変更前はボランティアの人数で記載してございました。これにつきましては実態の反映では、事業によっては多くのボランティアの方が一度に大勢集まったりということも想定され、なかなか現状を把握しにくいことから、ボランティアの協力を得て実施している事業数に変更したいものでございます。記載のとおり、現在、小中学校さらには子ども関連施設、キッズ・プラザ等における事業が65事業でございますが、今後は84事業に増やしていければという目標を定めたいと考えてございます。

以上が主な変更点でございます。

次に、恐れ入りますが、また説明文に戻っていただきまして、これまでの意見交換会等の実施状況でございます。本件につきましては、先ほど申し上げました教育ビジョンと同時に意見交換等を行ってございますので、記載のとおり、内容につきましては同様となっております。3の(1)、(2)のとおりでございます。

続きまして裏面でございますが、いただきました意見等の概要及び区の考え方ということで、別紙3に取りまとめてございますのでごらんいただきたいと存じます。

まず、計画全体に関することでございます。ナンバー1、1点でございます。計画全般について課題が何か見えにくいといったご指摘でございました。本計画に当たりましては、現行計画の取組状況を検証いたしまして、課題を整理した上で地域開放型学校図書館の整備あるいはキッズ・プラザ等の連携など、推進していくことで考えているものであるとご説明したところでございます。

また、第1章「計画の基本的な考え方」でございますけれども、児童・生徒の読書活動の実態あるいは保護者の考え方など、調査データをもとに計画を検討したのかといったご指摘でございます。計画策定に当たりましては、児童・生徒の不読率など、状況等を把握しながら計画を立案してきたものでございます。また、保護者の意識でございますけれども、現在多様化している認識のもと、今後広く保護者の方に目標の将来像など共通理解していただくことが必要であると考えているものでございます。

続きまして、第2章「計画（第3次）における取組」についてでございます。この取組

の中で、2番目でございますけれども、全学校におけるカリキュラムに読書の時間を設けてはどうかといったご意見でございます。現在、例えば朝読書の時間を設けるなど、各学校において様々な工夫をしているところでございます。カリキュラムを統一的に組み込むことは難しいところでございますが、様々な工夫をしていきたいとお答えしたところでございます。

2ページでございますが、6番目でございます。地域開放型学校図書館の内容についてのお尋ねでございました。地域開放型学校図書館につきましては、区民の利便性の向上を図るとともに、教育活動・読書活動の推進を図ることを目的としていること。また、区立図書館とシステム統合を図りまして、相互利用も可能としていきたいこと、更には施設面において、児童が優先的に使用する時間帯や区画を設け、その他の時間や区画においては、区立図書館と同様に子どもたちを含む一般区民の方に利用していただくものであることでございます。

また、7点目でございますけれども、セキュリティに課題があると聞いているがどうかということでございます。区といたしましても、児童の安全対策のため、区画を明確に区分しまして設備面あるいはそういったところで学校運営に支障のないよう十分配慮していくとお答えしたものでございます。

3ページでは「その他」でございますけれども、2番目でございますが、区内にあります東京子ども図書館と連携事業が取り上げられていないようだがどうか、ということでございます。現在も、様々な講座や研修会等で講師を招いているところでございまして、今後も連携を継続していくとお答えしたところでございます。

以上が、主な意見の概要及び区の考え方でございます。

また説明文に戻っていただきまして、裏面でございますけれども、パブリック・コメント手続あるいは今後の予定で教育ビジョンと同様の予定で進めてまいりたいと考えているものでございます。

説明につきましては以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員からご質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

区民の皆さんからの意見を見ると、地域開放型の図書館に対してのいろいろな意見をいただいて、地域での教育委員会でも歓迎する声も非常に多かったので、やはり今回大きな

柱というか、しっかり進めていかななくてはいけないなと感じました。

それからあともう1点、全体を通してなのですけれども、私自身、本というと紙の本をイメージするのですけれども、やはり今の社会の中で紙ベース以外でも読書があり得るので、今回の計画の「環境整備」の中にはICT環境の整備が組み込まれているのですけれども、それを子どもたちの読書習慣とうまく結びつけるような何か具体的な取組についての記載が、どこかにあってもいいのかなと少し感じました。この辺はどうなのでしょう。

副参事(子ども教育経営担当)

委員ご指摘のとおり、「環境整備」のところで学校図書館のICT環境の整備で取り組んでまいりたいと考えてございます。学校におきまして現在計画的に進めておりますタブレットの導入でありますとか、先ほど申しました区立図書館システムと学校図書館のシステムを統一、統合いたしまして、相互利用も図ることなどを踏まえ、今後も子どもたちの思考力・判断力に資するような取組につきましては、様々な工夫をしていきたいと考えております。

田中委員

せっかくICT環境を整備するので、それがうまく子どもたちの読書習慣に結びつくようなことをぜひ具体的に進めてほしいなと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

13ページを見ると、主に小学生向けの取組、それから次のページから15ページには中高生向けの取組とあるのですが、私は先ほどの就学前教育と同じように、小学校の段階でどれだけ読書の習慣をしっかりと着けていくかというのは、非常に大きなポイントになるかなと思います。もちろん、中学生、高校生になってから読書に親しむ子もいると思うのですが、やはり、児童館とかキッズ・プラザと連携を図って読書に親しめる環境を提供し、時には指導したり支援したりしていくことが重要なかなと思いました。

それからもう一つは、今、田中委員が言われていたとおり、例えば電車に乗っても最近では新聞を広げて見る方は非常に少なく、ほとんどスマホとか様々な端末でいろいろな情報を得ている。場合によっては読書をしている方もいます。ですから、こういったものを契機に読書というものを少し見直して、図書も一つのメディアという見方をして、例えば



学校図書館もパソコンルームと一体化したようなメディアセンターに位置付けて、紙ベースの図書もあればパソコンですぐに検索できる、または作業もできる、そういうふうに一体的に進めていく学習環境の整備も必要かなと思います。先ほど教育課程の中に位置付けてはどうかという区民の方のご指摘もあるわけですので、やはり学校がこういうものを受けて、いろいろ工夫していく、または教育委員会が施設設備面でもそういう状況を作り上げていくことが重要ではないかなと思いました。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

私の友達も多くの本を読む方がいらっしゃるのですけれども、紙ベースではなくてタブレットで読むケースが圧倒的になってきているようです。特にたくさん本を読む人はそういう形になって、本は読んでしまうとたまってしまうことがあって、捨てるに捨てられないという現象が多分皆さんの中でもあるのではないかと思います。そういった時代の変化はものすごく感じております。特にここ数年、変わってきているのではないかと。自分自身も資料を持ち歩くのではなくて、クラウドに入れて自分がタブレットを持って移動するようになってしまったので、だんだんそういう時代が来ているなと感じます。

そうした場合、既存の図書館という考え方は捨てていくべきではないかなと思っております。そして、図書館のあり方は既存のよさを残すとしても、今までにない発想と転換をしなければ新しいものにはついていけないかなと思います。そういった意味で学校開放型図書館はある意味ものすごくいいのではないかなと思っております。

本とタブレットと違うのは、タブレットは自分で探しに行くのですね。この本を読みたい、この本がうわさになっているから買うと。でもちょっと時間が空いているから、本屋さんに寄って本を買うのも一つの楽しみなのかなと思います。そして昔ながらの紙の本に親しむ形もある程度必要なのではないかなと思いますし、必ずしもデジタル化されたからといって、紙ベースで資料が配られるというのは今後もそう簡単にはなくならないと思いますので、そういった資料の整理の仕方というのも本を見ることによって慣れてくるのではないかなと思います。

ですから、今の段階で考えられる新しい展開としては非常にいい形で、また事情に応じてどんどん変更していくべきかなと、私自身は感じております。

学校を開放することは学校が地域の拠点であることで、みんなでセキュリティを守っていくことが重要です。セキュリティが問題だから閉鎖するという考え方ではなく、より安全にどうやって使っていくかをみんなが検討して、みんなの財産ですからみんなで使っていこうというのがこれからの学校のあり方なのかなと思います。そしてやはり本をいつでも手に取れるという形は、そこに行くことの大切さも考えると、ネガティブに考えずポジティブに進めていただきたいなと感じております。

以上です。

小林委員

私も今、渡邊委員のご発言に同感なのですが、先ほど学校の施設で従来の学校図書館ではなくて、パソコンルームと一体化したメディアセンター的な発想というお話がありましたが、地域の、または中央図書館も含めて、既存の形態を根本的に見直していく必要もあるのではないかと思います。それは学校も同じだと思うのですけれども。

例えば、私は何度か利用したのですが、武蔵境の駅前にある武蔵野市の「武蔵野プレイス」というところでは、図書館の中でアルコールを出せるようになっているわけですね。別にアルコールを出すのがいいという意味ではないのですが、要するに多くの人に来てもらいたい。あそこの地下には中高生のスペースがあって、そこは原則、大人が入ってはいけないことになっているのです。そういう意味では、お互いの交流を深める場所ですね、そういう魅力づくりをすることで様々な形で読書へのいざないもあるのかなと思うのです。

ですから、やはり既存の枠をいろいろと揺すぶってみて、そして子どもたちのために何がいいのかを考えていく必要があるのではないかと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ただいまご協議いただきました点を整理し、資料の日程のとおり「中野区子ども読書活動推進計画（第3次）（案）」を取りまとめるよう、事務局に指示いたします。

本協議は終了いたします。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続きまして、報告事項に移ります。

教育長、委員活動報告をいたします。事務局から一括で報告をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

一括してご報告申し上げます。

2月21日、平成28年度中野区立中学校教育研究会研究発表会に渡邊委員が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から、補足、質問、その他の活動報告がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

私は先週の教育委員会の後、2月17日ですけれども、午後から大和小学校において東京女子医科大学のがんセンター長の林先生によるがんのお話があったので、聞きに行ってきました。

がん教育の一環ということで、大和小学校で6年生を対象に授業を2コマ使ってやりました。内容はまず、がんはどういうふうになるのか、がんは統計的にどうなっているのか。そしてがんの中で亡くなる方がどれぐらいいるのかということ、がんの発生にはどういうことがかかわっているのか、また、がんを予防するためにはどうしたらいいのかとか、そういうお話もさせていただきました。

事前アンケートで、子どもたちのがんに対する知識の度合いを最初に探ったわけですが、子どもたちは私たちが思っている以上によく知っています。いろいろな言葉がいろいろなところで出ているわけですが、それをしっかりと結びつけていくことも大切なのだらうと思います。

がんを一つのテーマにして、いろいろな科学の進歩についてもお話がありました。今回、肝臓がんは、C型肝炎という病気の感染がもとになると。子宮頸がんのパポウイルスとか、胃がんのピロリ菌、そしてC型肝炎を治すことによってがんは防げると。ただ、C型肝炎を治すための新薬は、たった1粒が8万円もするといった社会的な問題や、経済的な問題も取り上げました。

そして後半は、もしお母さんや大切な人たちががんになったら、自分たちは何をしてあげられるのだらうとか、どういうふうに対応したらいいのか、助からない人たちに向かってどうしたらいいのか、それをみんなで考えよう。サイエンスから今度はメンタル、道徳といったもので、病気、命と展開されて非常に意味のある授業だったのではないかと思います。

ここでもう1点大切なことは、今回は東京女子医科大学のがんセンター長という週刊誌などに出てくるような先生が、小学校で講義してくれることは本来あり得ないぐらいのことなのですけれども、そういった機会を得たこともとてもうれしく思います。学校の先生も確かに知識を持っているのですけれども、現場に携わっている外部の人がお話することは、よりリアリティがあって子どもたちへの説得力もあると思います。だからそういう意味では、今回は医師がお話ししたのですけれども、外部の方が学校の中で講義していくことが新しい授業の展開としては今後必要になってくるのではないかなと思います。ある程度コストもかかるのでしょうけれども、教育委員会で少し手当てしていけるようにならないといけないのではないかなと感じておりました。

次に、平成27年度、28年度中野区教育委員会学校教育向上事業の研究指定校となって研究が行われた第五中学校に研究発表会で出席しました。その日は、公開授業の後、分科会、そして研究発表と特別講演という形で行われたのですが、私は時間の関係上、公開授業は参加できませんでした。分科会については参加させていただきまして、分科会の様子を全部見るのではなくて、最初から一つの分科会に入って最後までいるというようにしました。今回は、社会科に参加させていただきました。

今回のテーマが1単位時間の授業ごとに学習密度の向上というテーマで、授業の取り組み方という話で画像を多く取り入れていこうとか、興味を持たせるために順番も必要だとか仕掛けが重要だとか、どう捉えるかが非常に難しいなと感じました。1単位時間当たりの学習密度を高めるのは、単なる詰め込みなのか、「密度」の意味をしっかりと捉えてより効率的にやっていこうというイメージでよろしいのかなと思っていたのです。

ただ、小学校・中学校の先生が中にいらっしゃったのですけれども、何かの話のきっかけに、小学校では世界地図を勉強していないということを中学校の先生が知って授業をするのと、知らないで授業をするのでは全然違うと。どこまで知っていて次の展開をするか、教える側がそういった心得があるかないかではやはり変わるのではないかなと思いました。そういった意味では小中連携とか、非常に重要なところがこういったところにもあるのではないかなと。いろいろな連携をしているのですけれども、ふとしたところでまだまだカリキュラムの細かいところまでは到達していないのではないかなという印象を持ちました。

あとは、グループ学習の活用の難しさを一生懸命訴えられていましたけれども、各先生方の熱心さがこちらにすごく伝わってきました。熱心に授業を展開した研究校においては、次の研究発表会のところで総括をさせていただいたのですけれども、単純に言えば校内の

平均が区の平均の点数で、学力向上では全ての項目において明らかにポイントを上昇させた。ですからあらゆる面で点数を引き上げて学習効果が上がったことは、一つの数値として表れていたと思います。教わる側の力を引き伸ばしていく教える側の力も大切だろうと感じたところです。

最後に、玉川大学の客員教授の先生、吉田和夫先生のご講演を伺いました。その中で、すごく私の心に残ったのは、算数が何点取れたとか点数で評価されるものではなくて、人と接する力とか、まとめていく力とか、世の中はそういう点数で評価ができないものを大切にしているということをおっしゃっていて、そういったものを育てるためにどうしたらいいのかというお話もされました。

世の中の体系が、今までは、ピラミッド型と言われていた形から、コミュニケーションの取り方が、昔には想像できなかったネットワーク型という命令系統になり、上から下に教えていくのではなくそれぞれ全部をつなげていくやり方が今のコンピュータやインターネットの世界であるというお話もされておりました。改めてそういったことを聞かせていただいて、私としても本当にためになるすばらしい機会だったと思います。また、多くの先生も真剣に参加されていて、中野区の教育の現場に対してすごく安心感を持ったのも事実だったと思います。どうもありがとうございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

私は土曜日に日本動物介在教育学会とあって、いわゆるアニマルセラピーみのような動物と一緒に生活をしたり、接することによって教育の効果を高める研究されている先生方の集まりの会に出席しました。そこで養老孟司さんの講演会を伺いました。

非常に印象に残ったことを一つだけお話させていただくと、犬の嗅覚は人間の1万倍で、いわゆる感覚的なもので生きています。ただ、人間は感覚が意識となって高まっていき、その意識が行動となっていくと。教育において内容を重視する、これはもちろん大事なことのだけれども、形とか枠組みとかそういうものをしっかり学んで身につけていかないと、その中に入れる内容がしっかりおさまらないのではないかという、そんなお話がありました。ちょうど指導要領の改定の時、内容はどうなるかとか、もちろんこれは非常に大事なことなのですが、全体的な枠組みとか形とか脈々と受け継がれてきているものを大事にしていく必要があるのではないかということをお伺いして非常に刺激を受けました。今後、

中野区の教育で具体的に新しい学習指導要領に基づいて展開していく時にも、そういったところを十分意識してやっていく必要があるかなと思いました。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

田中委員

昨日、私が学校医をしている緑野中学校の保健委員会があつて参加してきましたのですけれども、そのときにおもしろい取組があつたのでちょっと紹介させていただきます。

給食の配膳の時間を競うコンペを、10月に1週間「ゴールデンしゃもじ賞」といってやったそうなのです。そうしたら、その月から順々に残菜量が減ってきた。だから結局、みんなが配膳時間を競って短くしたことで、同じ給食の枠の中だけれども実際に食べる時間が増え、残菜量が減ってきたという報告をされていました。区内のいろいろなところで取り組んでいるのですかと伺ったら、多分ほかではないのではないかとおっしゃっていました。これはある意味すごく大事なことを示しているのではないかなと思って、少しこういった紹介をするとか、給食の時間全体を伸ばさなくてもこういう取組によって食べる時間を確保できるのかなということも含めて、報告させていただきます。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、続きまして事務局報告に移ります。

事務局報告の『江古田の獅子舞』の東京都指定無形文化財の指定について」の報告をお願いします。

副参事(健康・スポーツ担当)

私から、「『江古田の獅子舞』の東京都無形文化財の指定について」、口頭でご報告させていただきます。

2月17日の当教育委員会で、江古田の獅子舞について平成28年度東京都指定無形文化財の指定をするに際しての意見について、議決いただきました。これを東京都の教育委員会に提出いたしましたところ、2月23日東京都教育委員会で江古田の獅子舞について、東京都の指定無形文化財として指定することで議決がございましたので、ご報告させていた

だきます。

今後の予定でございますけれども、3月中旬に東京都が告示をする予定でございます。それと3月下旬に指定証を授与することになっております。私どもの事務の処理としましては、告示の日をもって中野区の文化財保護条例に基づきまして、中野区の指定については解除して、団体にもご連絡させていただくことを予定しております。

以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等のご発言はございますか。

よろしいですか。

それでは、本報告を終了させていただきます。

そのほかに事務局から報告事項はございますか。

副参事(子ども教育経営担当)

ございません。

田辺教育長

最後に、事務局から次回の開催について報告願います。

副参事(子ども教育経営担当)

次回定例会は、3月3日午前10時から、区役所5階教育委員会室にて開催する予定でございます。

以上です。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、教育委員会第7回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時10分閉会